

告示523号とは

地域で暮らす介助が必要な障害者は、障害者総合支援法による重度訪問介護・同行援護・行動援護などの制度を利用して生活しています。

しかし、障害者総合支援法にかかる厚生労働省告示523号にある文言によって、就労・就学・政治活動などといった外出に利用できないという制限をつけられています。

厚生労働省告示523号

重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下、同行援護・行動援護においても同じ

※なお、障害者総合支援法に位置付けられている自治体による地域生活支援事業の中の移動支援にも、自治体によっては同様の制限があります。

一方厚生労働省は、重度訪問介護等を利用する障害者向けに「重度障害者等就労支援特別事業」(2020年)、「重度障害者大学等修学支援事業」(2018年)を創設し、自治体事業として就労・修学に介助を利用できる仕組みをつくりました。しかし、就労支援特別事業は障害者雇用促進法の補助金と障害福祉サービスを組み合わせてお金の出どころが異なるため、制度が煩雑で利用できる自治体は2024年7月現在、61自治体の226名の利用者しかおらず広がっていません。また、修学支援制度も大学と自治体がOKしないと使えないため、2023年度で40自治体と非常に少なく、また報酬も重度訪問介護等の報酬よりかなり安くなるという問題があります。

このような現状を受け、実際に重度訪問介護等の介助を利用するさまざまな障害当事者をお招きし、この制度を利用した際に困ったことなどについてお話しいただきます。介助を付けての社会参加についての課題や問題点について少しでも多くの国会議員に知っていただき制度改正に向けて大きな一歩を踏み出す契機にしたいと考えます。多くの方のご参加をお待ちしております。

プログラム

13:30

開場

14:00

開会の挨拶

国会議員による挨拶(以降、到着順に順次挨拶)

14:30

障害当事者による話

15:30

国会議員へ要望書提出

15:35

質疑応答

16:00

閉会の挨拶